

◆政府の新型コロナウイルス感染緩和策に伴う講習の対応
(令和5年度から適用)

政府の新型コロナの2類から5類への分類変更方針に伴い、当支部では、新型コロナの感染状況が落ち着くまでの当分の間、以下の対応を行い、令和5年度からの講習を実施します。

《対 応》

- ・受講者の定員制限を緩和します。
- ・受講者で、咳・くしゃみなど風邪症状のある方や、基礎疾患を持った方以外のマスク着用については、個人の判断に委ねます。
- ・検温と問診票の提出は廃止します。
- ・室内換気は休憩時間を利用して、随時行います。
- ・うがい、手洗い、手指消毒の励行は継続します。
但し、手指消毒については、会館玄関口の備え付けでも可とします。
- ・各種講習におけるグループ討議を再開します。
(個人発表形式 → グループ発表形式)
- ・新型コロナの感染者については、次回講習への変更を認めますので、事前に当支部までご連絡をお願いします。

※今後は、政府から示されるガイドライン等をみながら、随時検討してまいります。